

令和8年度山形県地域型食品企業等連携促進事業補助金

1. 概要

食品企業による持続的な食料システムの確立に向けて、県産農林水産物を活用した新たなビジネスの創出を推進するため、山形県地域型食品企業等連携促進事業（通称：やまがた フード・プロジェクト。以下「YFP」という。）の地域コンソーシアムに参画する事業者による、県産農林水産物を活用した新商品や新サービス等の開発や販路開拓に係る取組みを支援します。

2. 補助対象者

YFP 地域コンソーシアム参画事業者である食品製造業者、食品加工業者、食品卸売業者、食品仲卸業者、食品小売業者、中食事業者、外食事業者等（以下「食品等事業者」という。）であって、次頁に掲げる要件を全て満たす者。（詳細は公募要領をご確認ください。）

3. 補助対象事業

補助対象事業は下記1及び2の事業で、次頁「メニューごとの要件」に掲げる要件を満たすものである必要があります。

1 新商品等の開発

YFP において組成された新商品や新サービス等（以下「新商品等」という。）の開発に必要な試作品及びパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析等

2 販路開拓の実施

1で開発された試作品の試食会及び試験販売を行い、消費者等の評価の集積を行うとともに、新商品等の販路を開拓するための展示会や商談会等への出展

4. 補助金額・補助率・補助対象経費

(1) 補助金額：100万円以内

(2) 補助率：定額、1/2

※食料システム法第6条及び第8条から第10条に基づく安定取引関係確立事業活動計画等の認定を事業実施期間終了までに受ける意思を有しており、原則としてその取組が当該認定を受けることができると見込まれる場合は定額

(3) 補助対象経費：新商品等企画・実証・開発費、消費者評価会実施費、販売促進展開費

5. スケジュール（予定）

事業実施期間：補助金交付決定の日から令和9年2月28日（日）まで【期限厳守】

	実施予定時期
事業実施計画書受付期間	令和8年9月1日（火）～10月9日（金）
事業実施計画審査・採択	令和8年10月下旬
補助金交付決定	令和8年11月上旬

※ なお、このスケジュールは予定であり、前後する場合があります。

※ 事業実施計画書の提出前に、YFP事務局の確認を必ず受けてください。

※ 交付決定前に発注・契約・支出した経費及び事業実施期間を過ぎて支出した経費は補助対象外となります。

【問い合わせ・提出先】

山形県農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課 販路開拓・食ビジネス推進担当

TEL : 023-630-3029

メール : ynosansui@pref.yamagata.jp

【事業実施計画書確認先】

YFP事務局：（公益財団法人）流通経済研究所

TEL : 03-5213-4534

メール : info_desk@lfp-yamagata.jp

※送信エラーとなる場合は、ayaka_sugawara@dei.or.jp に送付ください。

【YFP 地域コンソーシアムについて】

URL : <https://www.lfp-yamagata.jp/>

補助事業者の要件

1 共通要件

- (1) 地域の食品等事業者と農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体の参画を必須として、食料システムの各段階（生産・加工・製造・流通・販売等）のそれぞれ異なる1者以上を含む計3者以上が連携して取り組むこと。
また、事業の実施に当たり、成果目標の達成に向けた役割分担を定めた規約その他の文書を作成すること。
- (2) 新しい考え方や技術を取り入れ、イノベーションを創発させるために、地域コンソーシアムの参画者である大学等の高等教育機関及び公設試験研究機関等が有する研究成果、技術、各種アドバイザーの知見等の導入に取り組むこと。
- (3) 消費者ニーズを食料システムの各段階で共有し、商品やその原材料である農林水産物の品質向上等につなげる仕組みの構築に取り組むこと。
- (4) 事業期間を3年から5年とする事業実施計画を作成すること。また、当該補助金の交付申請書の提出より前に、地域型食品企業等連携促進事業実施要領（令和7年3月31日6新食第2408号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知。以下「国要領」という。）別記様式第2号による事業実施計画書を知事に提出すること。
- (5) 交付要綱の規定による収益納付、事業実施状況等及び評価報告を確実に実施すること。
- (6) 補助事業の一部を第三者に委託する場合は、知事にあらかじめ届け出た上で、委託する内容に関する契約を締結すること。なお、委託する場合の契約には、精算条項を付すものとし、補助事業者が委託して行わせることのできる範囲は事業費の2分の1までとする。

2 メニューごとの要件

- (1) 新商品等の開発にあつては、次のアからウまでを満たすものであること。
 - ア 地域内の農林水産物を活用し、かつ、消費者の需要に即したものであって、商品等に新規性を有し、主要原材料の仕入先の確保、製造過程における技術的な課題の解決策、販売価格の設定、事業の実施体制等について事前に十分な調査・検討が行われているものであること。
 - イ 食品安全に係る対策が適切に講じられているものであること。
 - ウ 開発した新商品等にあつては、「FCP展示会・商談会シート」を作成すること。
- (2) 販路開拓に向けて行われる試験販売にあつては、次のア及びイを満たすものであること。
なお、試験販売の実施により収入が発生した場合には、当該収入のうち利益分を本事業に係る経費から差し引いて補助金の額を確定させるものであること。
 - ア 展示会等のブース又は補助事業者が所有し、若しくは自ら借り上げた販売スペースにおいて、限定された期間で不特定多数の者に対して必要最小限の数量を試験的に販売するものであること。
 - イ 商品の仕様、顧客の評価等の測定・分析を行い、試作品を改良して本格的な生産・販売活動につなげるためのものであること。
- (3) 食品等事業者が定額の支援を受ける際、地域コンソーシアムに属する食品等事業者は、食料システム法第6条に基づく安定取引関係確立事業活動計画、第8条に基づく流通合理化事業活動計画、第9条に基づく環境負荷低減事業活動計画及び第10条に基づく消費者選択支援事業活動計画のいずれかの認定を事業実施期間終了までに受ける意思を有しており、原則としてその取組が当該認定を受けることができると見込まれるものであること。
- (4) 販路開拓の実施として行われる商談会等への出展にあつては、「FCP展示会・商談会シート」又は「他の展示会・商談シート」を作成すること。

3 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、補助金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

(1) 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下のアからウまでのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とする。

ア 補助事業者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 補助事業者の関係会社（補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条の親会社、子会社及び関連会社並びに補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記イを除く。以下同じ。）

（2）利益等排除の方法

ア 補助事業者の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合には、取引価格をもって補助金対象額とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は 0 とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ 補助事業者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は 0 とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。